

# 公益財団法人世田谷区保健センター 評議員会運営規則

（平成 23 年 10 月 7 日  
公財世保規則第 4 号）

## （適用の範囲）

第 1 条 公益財団法人世田谷区保健センターの評議員会（以下「評議員会」という。）の運営に関し必要な事項は定款に定めるほか、この規則の定めるところによる。

## （評議員会の構成）

第 2 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員は学識経験者、利用者代表のほか、区内医療団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）から推薦を受けたものが評議員選定委員会の選任を経て就任する。

## （権限）

第 3 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分又は除外の承認
- （8）その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

## （種類及び開催）

第 4 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、随時開催できるものとする。

## （招集の手続）

第 5 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、次の事項を定め、理事長が招集する。

- （1）評議員会の日時及び場所
- （2）評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- （3）次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
  - イ 役員等の選任
  - ロ 役員等の報酬等
  - ハ 事業の全部の譲渡

## ニ 定款の変更

### ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、定款第17条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### (招集通知)

第6条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

#### (招集手続きの省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

#### (議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

#### (評議員会の運営)

第9条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

#### (決議)

第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### **(決議の省略)**

第11条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする。

### **(評議員会への報告事項)**

第12条 理事は、法令の定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

### **(報告の省略)**

第13条 理事又は監事が評議員及び監事の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を評議員会に報告することを要しない。

### **(理事等の説明義務)**

第14条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

### **(議事録)**

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

### **(議事録の配付)**

第16条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

## **附 則**

この規則は、平成23年11月1日から施行する。